

1. 件名：中部電力株式会社との浜岡原子力発電所の審査状況等に関する面談
2. 日時：令和3年6月23日（水） 13：15～13：55
3. 場所：原子力規制庁 原子力規制部長室
4. 出席者：
原子力規制庁 市村原子力規制部長
原子力規制部原子力規制企画課 鈴木係長

中部電力株式会社

伊原 専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO、ほか2名

5. 要旨：

中部電力株式会社から、「原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層による意見交換」（令和3年4月9日 原子力規制委員会第2回臨時会議）及び「第12回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会」（令和3年6月10日）では、有意義な議論が出来たと考えており、今後も意見交換の場を持ちたい旨の要望があった。

原子力規制庁からは、CEO や CNO との意見交換の場は、規制当局と事業者が忌憚なく意見交換する場として設置しているものであり、定期的を開催するようにしているが、要望があれば随時開催するべく調整するので、中部電力株式会社として議論したい事項、事業者共通で議論したい事項等あれば、積極的にこの場を活用してもらいたい旨回答した。

中部電力株式会社から、同社の浜岡原子力発電所に係る新基準適合性審査のこれまでの経緯、主要論点等について資料に基づき説明があった。プレート間地震による津波評価については、同社が独自に設定した津波波源モデル（痕跡再現モデル）の妥当性を説明するべく検討を重ねている旨のコメントがあった。

原子力規制庁からは、審査会合にて指摘しているとおり、内閣府（2012）モデルに代わる独自のモデルを用いて津波評価を実施するのであれば、科学的妥当性として、これと同程度の説明性が求められる旨改めてコメントした。

中部電力株式会社から、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間とりまとめ」に対し事業者から提出した見解については、原子力規制庁が順次意見聴取を実施していると認識しており、同社としても求めがあれば他社と同様に公開会合で説明する用意がある旨のコメントがあった。

原子力規制庁からは、担当課に伝える旨回答した。

6. 提出資料

浜岡原子力発電所 地震・津波関係の審査状況

以上